

## 18. 用語解説

用 語	解 説
A V 資 料	AVはAUDIO VISUALの略で視聴覚資料のこと、ビデオ・DVD・CD・カセットテープ・レコードなどをいいます。
おはなし会	本と子どもを結びつける方法の一つ。絵本の読みきかせ、パネルシアター、紙芝居、おはなし（ストーリーテリング）などを行います。
鎌倉市図書館サービス計画	鎌倉市図書館サービスのあり方の指針となるもので、平成12年に「鎌倉市図書館サービス計画」を策定、平成26年に「第2次鎌倉市図書館サービス計画」を策定しました。平成31年度より「第3次鎌倉市図書館サービス計画」を施行予定です。
鎌倉市図書館資料管理方針	充実した資料の構築やバランスのよい資料構成を目指すために、鎌倉市図書館の資料に関する収集・保存・除籍に関する方針をまとめたものです。
かまくら図書館だより	鎌倉市図書館の広報誌です。お知らせや鎌倉・図書館にゆかりの方のインタビューなどを掲載しています。
KL-NET	「神奈川県図書館情報ネットワーク」の略称。神奈川県立図書館・神奈川県立川崎図書館の所蔵資料の検索と、県内各図書館への資料提供依頼ができます。（業務用）
広域利用	行政区域を越えて、それぞれの市民が相互に図書館資料を利用できるシステムのことです。
国立国会図書館総合目録ネットワーク	県域を越えた公共図書館の日本で出版された本の目録ネットワークで平成10年度に始まった国立国会図書館の事業です。
子どもの読書の日	「子どもの読書活動の推進に関する法律」で4月23日を「子ども読書の日」と定めています。子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。
子どもの読書活動の推進に関する法律	子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を図るために平成13年12月に交付・施行された法律です。
子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて平成14年に国の基本的な計画が策定されました。国の計画に基づいて、市町村の計画を策定することが推奨されており、鎌倉市では平成20年に鎌倉市子ども読書活動推進計画を、平成25年度には第2次計画を、平成29年度には第3次計画を策定しました。
司 書	資料を知り、人を知り、人と資料を結ぶのが仕事です。図書館法に図書館に置かれる専門的職員を司書と称すると規定されています。
視 聴 覚 ライブラリー	広くはAV資料を含みますが、当館では16ミリ映写機材、フィルム、スライド映写機などを指し、中央図書館を窓口に出借を行っています。
資 料	本・雑誌・新聞・AV資料など、図書館で閲覧・貸出・調査などに使うものの総称です。

用語	解説
ストーリーテリング	語り、すばなしともいいます。本などのテキストを見ないでおはなしをすることです。
デ イ ジ ー	視覚障がい者や印刷物を読むことが困難な人々のためのCD-ROM形式のデジタル録音資料です。専用の機械（プレクストーク）やパソコンにソフトウェアをインストールして再生できます。プレクストークは、視覚障がい者の日常生活用具給付制度の対象品になっています。2級以上の方が対象です。
特 別 整 理	各図書館で1年に1回程度、全資料の点検作業、蔵書構成の見直し、書架移動などを行っています。
図書館協議会	図書館法の定めにより設置されたもので、学校教育、社会教育の関係の有識者および公募の市民からなる館長の諮問機関です。図書館の運営に関する協議が行われます。希望者は傍聴できます。
図書館の自由に関する宣言	図書館が国民の知る権利を保障する機関として、その機能を全うするため、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密の厳守、検閲の反対について日本図書館協会により定められた宣言です。昭和54年改訂。（裏表紙参照）
図書館法	昭和25年4月30日公布。公立図書館等の設置・運営について規定しています。平成20年6月と平成23年8月に一部が改正されました。
図 書 館 書 庫 リ サ イ ク ル	図書館で不要になった本を希望者に無料でお譲りしています。各図書館にコーナーを常設していますので、ご自由にお持ち帰りください（1回5冊まで）。
ブックスタート	地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ことばのコミュニケーションを持つことを支援する活動のこと。メッセージを直接伝えながら絵本を手渡すことで、家庭での絵本の時間を作るきっかけとなります。平成17年7月より実施しています。
ブックトーク	特定のテーマで何冊かの本を紹介することです。本と読者を結びつけるきっかけを与えることを目的としています。
ブラウジングコーナー	軽読書室のこと。新聞・雑誌などを気軽に読めるコーナーです。
ヤングアダルト（YA）	ヤングアダルトとは、若い大人という意味で10代の利用者を指します。児童と成人の中間に位置する10代を独特の配慮を要する利用者層として位置づけヤングアダルトサービスを行っています。
予 約	利用者の求める資料が、貸出中などの理由によってその場がないときにできるだけすみやかに提供することを約束するサービスです。これは、図書館のもっとも重要な業務の一つである貸出を確実に行ううえで、読書案内とともに不可欠のサービスです。
レファレンス（サービス）	図書館に寄せられる質問・相談に対して、図書館の資料と機能を活用して援助するサービスのことで。